

# 身体障がい者等の軽自動車税減免の手続きについて

対象となる軽自動車 4月1日(賦課期日)現在で 所有している 軽自動車	軽自動車の 運転者	使用目的	減免申請に 必要な書類等	減免の条件等
所有者が身体障がい者の方 の軽自動車	身体障がい者本人	特に問わない	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種手帳『身障者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳』</li> <li>●車検証</li> <li>●運転免許証</li> <li>●印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身障者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っている人</li> <li>※障がいの程度により減免の対象とならない場合もあります。</li> </ul>
	身体障がい者等と生計を一にする者  身体障がい者等を常時介護する者	身体障がい者等の『通学・通院・通所・通勤・生業』のために使用するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記のほか 通学…通学証明書 通院…通院証明書 通所…通所証明書 通勤…通勤証明書 生業…所得証明書等のいずれか</li> <li>●身体障がい者等を常時介護する方は、併せて常時介護証明が必要です</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車検証に<b>自家用</b>と記載されているもの(所有者は身障者)</li> <li>●減免台数は障がい者1人につき1台(普通車・軽自動車の何れか1台に限る)</li> </ul>
社会福祉法人の福祉施設専用軽自動車 (第1種社会福祉事業を営む施設であることが条件)	特に問わない	収容者の収容、移送や供与物品の輸送専用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車検証(写し)</li> <li>●自動車運行状況書(運行日誌の写し)</li> <li>●福祉施設の設立認可書(写し)</li> <li>●運転免許証</li> <li>●印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1種社会福祉事業を営む施設(社会福祉法第2条)に該当する社会福祉法人が所有または使用する軽自動車 (特別養護老人ホーム、重度心身障がい児施設、身障者授産施設等)</li> <li>※第2種=老人デイサービス事業、老人在宅介護事業等は該当しません。</li> <li>●福祉施設において収容者の収容、移送や供与物品の輸送専用車</li> <li>※<u>専用車とは、年間の走行キロ数の60%を超える軽自動車</u></li> </ul>

**減免申請の期間は5月25日(月)までです!**

※期限内に申請がない場合は、減免できませんのでご注意ください。  
(前年度減免者も毎年、申請となります。)

申請場所 阿蘇市役所税務課窓口、内牧・波野支所税務窓口  
問い合わせ先 税務課 市民税係 ☎2-3148



## 家族みんなの安心保障

県民共済は「手ごろな掛金で、地域の人々の暮らしの安心を守る保障制度」として、ご加入者第一の運営を続けています。

元気なお子様をサポート

**こども型**

幅広い保障が人気

**総合保障型**

高齢社会に心強い味方

**熟年型**

住まいと家財を保障

**新型火災共済**

## 県民共済

☎096(211)2215(代)

おかけ間違いのないよう、電話番号をもう一度お確かめください。

平日の17:00以降および土・日・祝日の資料請求については下記フリーダイヤルをご利用ください。

☎0120-54-2215

ホームページ <http://www.kumamoto-kyosai.or.jp/>  
携帯電話からは <http://kyo-sai.jp/>

共済取扱団体 熊本県民共済生活協同組合  
熊本県認可 〒860-0035 熊本市呉服町2丁目7番地